子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第3回)

平成22年11月4日

資料1-2

# 幼保一体給付(仮称)について (案)

〔具体的制度設計〕

平成22年11月4日 第3回 基本制度ワーキングチーム資料

# 目次

- 1.給付の基本
- (1)給付の種類
- (2)支払い方法
- 2.契約方式
  - (1)保育の必要性の認定
  - (2)公的保育契約
- 3.給付の方法(利用者負担及び価格設定)
  - (1)利用者負担
  - (2)価格設定(公定価格・自由価格)
- 4. 事業者参入の仕組み
  - (1) 指定制度の導入
  - (2) 指定基準
  - (3) 指定主体
  - (4) 指定制度における需給調整
- 5. 既存の財源措置との関係等
  - (1)既存の財政措置(機関補助)との関係
  - (2)公立施設における運営費の扱い
  - (3)公立施設における保護者負担
  - (4)国立施設の運営費等の扱い
  - (5)施設整備費補助の扱い

# 【基本制度案要綱の抜粋】

給付設計

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

# (2)幼保一体給付(仮称)

幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝·夜間·休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。

これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

# こども園(仮称)

幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化し、新システムに位置づける。

こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象とする。

# 今回の検討事項

幼保一体給付(仮称)については、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定(以下、「基本制度案要綱」))において、「幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。」とされている。

今回は、幼保一体給付(仮称)について、こども園(仮称)への給付を中心に検討する。

# 次回以降における検討事項

次回以降においては、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービスなど、「基本制度案要綱」において幼保一体給付(仮称)の対象として位置づけられているこども園(仮称)以外の多様な保育サービスについて検討する。

また、「基本制度案要綱」においては、イコールフッティングの観点から、

ア 「運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用 を可能とする。」

イ 「会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。」

こととされており、これらの課題についても検討する。

給付の水準及び公費負担の在り方については次回以降、費用負担の在り方を議論する際に議論する。

# 1.給付の基本

# 【基本制度案要綱の抜粋】

給付設計

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

# (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

# (2)幼保一体給付(仮称)

幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝·夜間·休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。

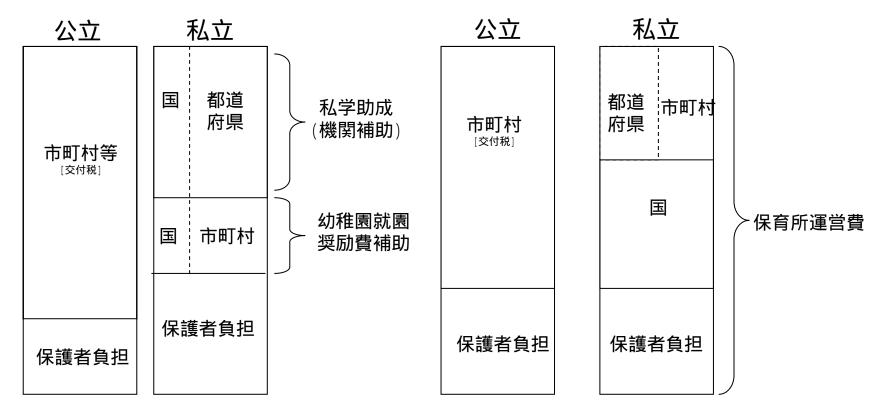
これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

# (1)給付の種類

# 現行制度

現在、幼稚園に対する公的補助として、私学助成(機関補助)と幼稚園就園奨励費補助(保護者に対する個人給付)があり、私学助成については、原則として、各年度の5月1日に在籍している園児の数に応じて補助が行われている。

他方、保育所については、保育所運営費があり、市町村から保育所に対し、毎月初めの入所児童数に応じて、月単位で支払われている。



幼稚園

保育所

# (参考 )各制度(補助金、委託費)における支払い単価

(私立学校等経常費補助金(一般補助))

私立高等学校等経常費補助金(一般補助) 昭和51年12月21日文部大臣裁定 平成21年4月2日一部改正

# (補助金の交付対象とする都道府県)

第2条 文部科学大臣は、助成法第9条及び附則第2条並びに助成法施行令第4条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、都道府県が私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校(広域通信制課程を除く。)又は中等教育学校(以下「小学校等」という。)の専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助金(都道府県が行う私立の幼稚園の専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額の算定の基礎となる幼稚園中に、助成法附則第2条第5項又は第6項の期間を経過した日後において学校法人によって設置されることとなった幼稚園がある場合には、当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の属する年度における当該幼稚園に係る補助の金額については、当該都道府県が当該幼稚園に対して行う補助の金額又は当該都道府県の算定方法により当該幼稚園が当該年度の当初から学校法人によって設置されることとなったものとみなして算定した補助の金額を12で除して得た金額に当該年度の当初から当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなったものとみなして算定した補助の金額を12で除して得た金額に当該年度の当初から当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の前日の属する月までの月数を12月から控除した月数を乗じて得た金額のいずれか低い金額として、当該都道府県が行う私立の幼稚園の補助の金額を算定するものとする。以下「都道府県補助金」という。)を交付する場合、当該都道府県に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。(補助金の額)

第3条 補助金の額は定額とし、別表第1に定める小学校等又は課程の区分(以下「学校等の区分」という。)ごとの都道府県補助金の幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)1人当たりの金額(当該金額が別に定める金額(学校等の区分毎に算出した経常的経費の児童等1人当たりの額の2分の1の額)を超える場合は、その金額とする。)に応じた別に定める国庫補助単価(特別な事情がある都道府県に係る場合にあっては、当該金額を別表第2に定めるところにより補正して得た金額)に、当該布県の区域内にある私立の小学校等の学則で定めた収容定員(当該年度の5月1日現在に在学している児童等の数(ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している周児の数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している。当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数)(以下「実員」という。)が当該収容定員に満たない場合には、実員とする。)の学校等の区分ごとの当該年度の合計数(都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。)を乗じて得た金額の合計額以内とする。

2 前項の都道府県補助金の児童等1人当たりの金額は、学校等の区分ごとに、都道府県補助金を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等(都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除く。)の当該年度の5月1日に在学している児童等の数(ただし幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在学している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数)で除して得た金額とする。

# 別表第1

学校等の区分
幼稚園
小学校
中学校
高等学校(全日制·定時制課程
高等学校(広域以外の通信制課程)
中等教育学校

# (参考) 各制度(補助金、委託費)における支払い単価

(保育所運営費国庫負担金)

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知)

### 9運営費

- 第3 保育単価及び支弁額
- 4 支弁額の算式及び支弁義務 <u>市町村は、</u>法第51条第4号の規定により<u>各月その保育所に対し、</u>次の算式によって算定した額の合計額を<u>その月の支弁額として</u> 支弁しなければならないこと。

(中略)

算式1(各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数

- 1~2歳児保育単価×その月初日の1~2歳児入所児童数
- 3歳児保育単価×その月初日の3歳児入所児童数
- 4歳児以上児童単価×その月初日の4歳以上児入所児童

教育時間

「基本制度案要綱」においては、「子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援 (両立・保育・幼児教育給付(仮称))」として、「幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体 化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障する」こととされている。

具体的には、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)の一環である幼保一体給付(仮称)については、 次のような給付構成とすべきではないか。

- a. 3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する 幼児教育·保育給付(仮称)
- b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)

# (3歳以上) (3歳未満) 保育の必要量 長時間 まとして保護者 の就労に応じた 時間 **保育給付(仮称**) **保育給付(仮称**)

<イメージ図>

# 幼児教育・保育については、現行制度における整理を前提としたもの(以下、この資料において同じ)。

# (2)支払い方法

# 現行制度

現在、幼稚園については、入学金・保育料については、年度単位を基本としつつ、毎月、半期ごと、年度当初など園ごとの方式で保護者が支払っている。したがって、保護者は、夏休み期間など幼児が登園しない期間を含め、一括して入学金・保育料を支払っている。これは、教育は年度単位であり、夏休み期間を含め、教育に必要な時間であるという考え方に基づくものである。

他方、保育所については、保育に欠ける要件を満たすことが基本であり、市町村は、各月初日の入所児童数(月途中の入退所児童については在籍日数)に応じて、毎月、施設に対し、保育に要する費用を支払っている。

# < 幼稚園の保育料 >

(例)

A幼稚園の場合(入園案内より抜粋)

3.学費・その他費用

入園料 50,000円

保育料(年額)252,000円(月割り徴収・ひと月当たり21,000円)

冷房費(ひと夏分) 5,000円 暖房費(ひと冬分) 3,000円

施設整備費(学年が進級する際に必要)5.000円

# <保育所の保育単価 >

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

(各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知)

### 9運営費

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費加算額として別に定める基準により第2欄に掲げる額(以下「加算額」という。)を加算した額とすること。

なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができる。

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

(中略)

算式1(各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数

1~2歳児保育単価×その月初日の1~2歳児入所児童数

3歳児保育単価×その月初日の3歳児入所児童数

4歳児以上児童単価×その月初日の4歳以上児入所児童

算式2(月途中入所児童の場合)

乳児保育単価×その月の月途中入所日から開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

1~2歳児保育単価×その月途中入所日から開所日数÷25

3歳児保育単価×その月途中入所日から開所日数÷25

4歳児以上児童単価×その月途中入所日から開所日数÷25

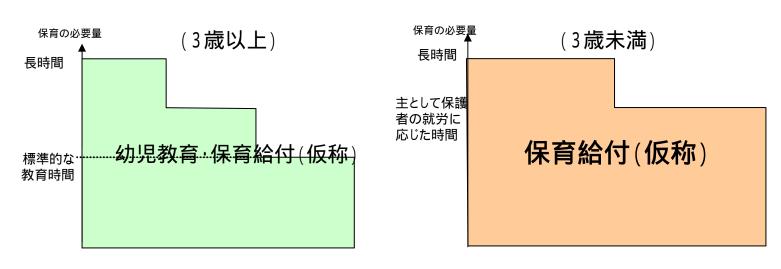
算式3(月途中退所児童の場合)

乳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日 (以下、略)

新たな制度においては、3歳以上児と3歳未満児とで、各々次のようにするべきではないか。

3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する給付を保障するとともに、認定された必要な保育時間に対応する給付を保障するという考え方に基づき、大括りに認定された保育量に応じ、単価区分を設けるべきではないか。その上で、各月初日の在籍児童数に応じ、毎月給付すべきではないか。

3歳未満児の保育給付については、大括りに認定された保育量に応じ、単価区分を設けるべきではないか。その上で、各月初日の在籍児数に応じて、毎月給付すべきではないか。



支払い方法のイメージ(一人あたり単価)

3歳以上児 3歳未満児

標準時間のみ利用 時間まで: 円 短時間利用 時間まで: 円

標準時間を超える利用 時間まで: 円 長時間利用 時間まで: 円

# 2. 契約方式

# 【基本制度案要綱の抜粋】

給付設計

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

(給付の仕組み)

非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づ〈保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。

利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。

必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。

# (1)保育の必要性の認定

# 現行制度

幼稚園の入園要件は、満3歳以上小学校就学前という年齢要件のみである。

保育所については、小学校就学前の乳児又は幼児であることのほか、保育に欠けることが保育所入所の要件となっている。具体的には、国で定める基準に従い、市町村の条例の定めるところにより、例えば週3日以上かつ1日8時間以上働いていること等の要件が定められている。「保育に欠ける」と判断された場合には、保護者の就労日にかかわらず、毎日保育所に入所することとなる。

<保育所における入所基準(条例)の実例(福井県小浜市)人口3.2万人(平成20年8月1日現在)> 出典)社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案) - 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて - 参考資料集

別表

# 保育園入園選考点数表

社会福祉課

類	型		細			目	点数	必要書類
热	35	_	Л4п	_		н		20 女 盲 泵
				_	8	時間以上	10	① 治年 庇海 自 德 协 萧
1	家	週以	3 上	月の	5	時間以上	7	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し)
Ι,	庭	雇	亩	者	3	時間以上	5	②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書
'	处				3	時間未満	3	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
:	外				Ħ	1町以上	9	
,	労				щ	5反以上	6	<ul><li>①自営業等就労証明書</li></ul>
1	" 農	林	業	畑	5 反未満	3	<ul><li>①日音来等処力証明音</li><li>(2名以上従事の場合は主たる従事者の1/2)</li></ul>	
1	働				林業	10 町以上	8	(2/18/27/6/27/6/27/6/27/6/27/6/27/6/27/6/27/
					*	10 町未満	4	
					従	事 者	10	① 並足 <b>库</b> 源 自 樂 伯 西
	家	自	営	楽	家態	長従事者	8	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し)
!	家庭内労働			未	3 人	目以上		②自営業等就労証明書
	労				家族	<b>英従事者</b>	5	
1	働	内		職	4	時間以上	3	①内職証明書
		r i		相权	4	時間未満	2	(D) (1) (M) (D) (E) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D

# (参考)保育所の入所要件について

## 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(保育の実施)

第二十四条 <u>市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に</u> 規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの<u>児童を保育所において保育しなければならない。</u>ただし、保育 に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

- 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
- 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

### 児童福祉法施行令

(保育の実施基準)

第二十七条 <u>法第二十四条第一項 の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することが</u>できないと認められる場合であって、かっ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

「条例で定める事由」については、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について個別に通知で解釈を提示している。

- ・ 求職中でも入所申し込みが可能(平成12年通知)
- ・下の子の育児休業取得に際しての上の子の取り扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。(平成14年通知)
- ・ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取り扱うこと。(平成15年通知) 「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ・ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取り扱うこと。(平成16年通知) 「児童虐待の防止に関する法律」で規定

実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、概ね以下の傾向がみられる。

- ア 都市部(待機児童の多い市町村
- ・相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ 政令各号で明記する事由(就労 / 妊娠・出産 / (養育者の)疾病・障害 / 同居親族介護)により基本的な優先度を決定し、 同優先ランク内の調整指数として、 その他の事由(母子家庭、虐待等)を用いる構造となっているところが多い。
- イ その他(待機児童の少ない市町村)
- ・相対的に大括りで幅広〈認めることが可能な内容
- ・政令各号で明記されていない事由(母子家庭、虐待等)については、条例においても明記されていないところが多い。

「基本制度案要綱」においては、新たな制度は、「非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づ〈保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する」こととされている。

保育の必要性の認定については、柔軟な保育の利用の保障及び市町村実務の簡素化の観点から、 保護者の就労状況などをもとに2段階又は3段階程度の大括りによる認定を行うべきではないか。

3歳以上の子どもについては、すべての子どもに幼児教育を保障することを前提とすることが必要ではないか。

# (2)公的保育契約

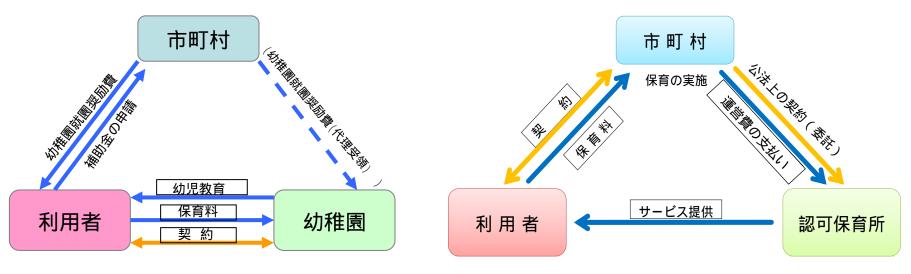
# 現行制度

幼稚園については、施設と保護者が直接契約しており、保護者は、施設に対し保育に要する費用 (保育料等)を支払っている。なお、市町村は、保護者に対し、保育料等の一部を補助(幼稚園就園 奨励費)している。また、入園に際しては、抽選等の方法が一般的であるが、選考を行う場合もある。

保育所については、保護者は市町村に対し保育所の入所の申し込みを行い、市町村が保育所を 選定し保育の委託を行い、市町村は、施設に対し運営費を支払っている。なお、市町村は、保護者 から所得に応じた費用徴収を行っている。

<現行の幼稚園、市町村、保護者の関係図>

< 現行の認可保育所、市町村、保護者の関係図 >



市町村によっては、幼稚園が利用者に代わって幼稚園就園奨励費を代理受領し、 保育料の軽減を図る仕組みを取っている。

# (参考)幼稚園の選考方法に関する事例

<一定の入園方法等を設定している幼稚園の事例> 園児募集

検定費	3,000円
入園方法	先着順(募集人数に達し次第締切り)
検定費	
入園方法	先着順(在園·卒園児の弟·妹優先)
検定費	
入園方法	募集人数に達し次第締切り。在園児の弟妹・クリスチャンの方優先
検定費	
入園方法	抽選 抽選日は 月×日
検定費	5,000円
入園方法	選考 選考日は 月×日
検定費	5,000円
入園面接	受付票に指定された時間に従って行います。親子面接ですので、お子様とご一緒にいらして〈ださい。
入園検定料	30,000円
試験内容·科目	面接および行動観察(約30分) 1.面接(保護者同伴) ・受験生・・・名前、年齢、友達の名前、家族構成、日常生活の遊びについて、好きな食べ物・嫌いな食べ物について など ・保護者・・・志望理由、家庭の教育方針、子供の長所・短所など
	2.行動観察・運動機能・・・基本的な生活習慣や運動能力などを見る

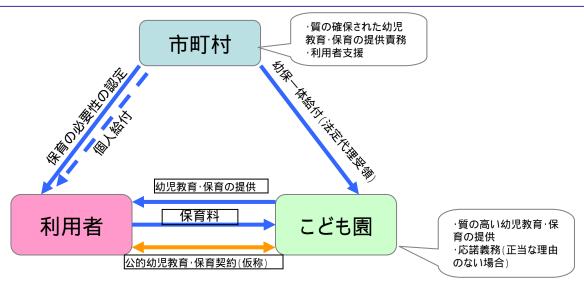
「基本制度案要綱」においては、「客観的な基準に基づ〈保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する」とともに、「利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する」こととされている。その際、「必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る」とされている。

# a.公的保育契約の対象

新たな制度においては、保護者が働いていない3歳以上の子どもについては、認定を受け地位を保障された子どもと同様、幼児教育・保育給付(仮称)の対象となることから、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する仕組みとしてはどうか(公的幼児教育・保育契約(仮称))。

# b.応諾義務

公的幼児教育・保育契約(仮称)については、施設は、「正当な理由」がある場合を除き、応諾しなければならないこととすべきではないか。この場合、例えば前述の事例についてどう考えるか。入園希望者が定員を上回る場合の選考方法や、現在幼稚園で行われている入園者の選抜のための選考については、公正な選考方法であること、選考基準が公開されていることなどを条件に、正当な理由として認めるべきではないか。



# c.法定代理受領

さらに、受給権に応じた幼児教育・保育に要する費用については、確実に幼児教育・保育に要する 費用に充てるため、法律上、施設が代理受領することとしてはどうか(法定代理受領)。

# d.利用者支援

また、利用世帯の所得、家庭状況、保育の必要についての認定の有無などによって、入園に有利不利が生じないようにする必要があるのではないか。

具体的には、市町村は、保護者が確実に施設を利用するため、以下のような支援を行うこととすべきではないか。あわせて、市町村の権限についてどう考えるか。

- ・利用者及び施設に対し、公的幼児教育・保育契約(仮称)の適正な履行に関して指導・助言を行う。
- ·保育需要が供給を上回る場合に、市町村が、各家庭が入所希望するこども園(仮称)を複数把握し、 状況に応じて斡旋する。仮に、斡旋した施設がどこも受け入れ困難な場合、市町村が施設の空き状 況を把握し、情報を提供する。
- ・主として、3歳未満児については、利用者が希望する保育の利用開始までの間、市町村の多様なメニュー(家庭的保育等)の中から補完利用できるようにする。
- ・ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもに対しては、市町村が受入可能な施設を斡旋するなど、確実に利用できる仕組みを整える。

なお、3歳以上児については、保育の必要性の認定を受けない子どもも、こども園(仮称)を確実に利用できるようにする等の観点から、施設において、例えば、保育の必要性の認定の有無によって定員を分ける必要があるのではないか。

3. 給付の方法(利用者負担及び価格設定)

# 【基本制度案要綱の抜粋】

給付設計

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

# (給付の仕組み)

利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

# (1) 利用者負担

# 現行制度

幼稚園については、保護者と施設との自由契約の下に保育料等が設定されており、保育料等は施 設によって異なるが、平均的には、公立施設年間約8万円、私立施設年間約30万円である。

保育所については、児童福祉の観点から、市町村が条例により定めた費用徴収基準により、所得 税額に応じた費用徴収が行われている。

なお、介護保険においては、サービスは支払った保険料の対価であり、所得の多寡に関わらず、受 益に応じて負担すべきとの考え方の下、サービスに要する費用の1割負担が原則となっている。た だし、低所得者について、減免措置が講じられている。

	幼稚園	』 (年額)	
	公立	私立	
保護者負担	8万円 (月額0.7万円)	30万円 (月額2.5万円)	

- ・保護者の所得に応じ、幼稚園就園奨励費補助を措置(私立幼稚 園の場合、保護者一人あたり平均5万円)。
- ・上記に加え、預かり保育に係る料金(年額3~12万程度)を別 途徴収している。(施設により異なる(平成19年度文科省調べ))

# 保育所の保育料等の徴収金額 (全国平均)

	保育所	(年額)
	公立	私立
保護者負担	(3歳以上児) 32万円 (月額2.7万円)	(3歳以上児) 32万円 (月額2.7万円)

# 幼稚園の保育料等の徴収金額 (全国平均) 保育所保育料の徴収金(保育料)基準額表

階層区分	年収	徴収金(保育料)基準額(年額)	
		3才未満児の場合	3才以上児の場合
生活保護世帯	-	0円	0円
市町村民税非課税世帯	~約250万円	10.8万円	7.2万円
市町村民税課税世帯 ( ~ 階層を除く)	~約330万円	23.4万円	19.8万円
所得税額 ~ 40,000円	~約470万円	36万円	32.4万円 (保育単価限度)
所得税額 ~ 103,000円	~約640万円	53.4万円	49.8万円 (保育単価限度)
所得税額 ~ 413,000円	~約930万円	73.2万円	69.6万円 (保育単価限度)
所得税額 ~ 734,000円	~約1,130万 円	96万円 (保育単価限度)	92.4万円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円~	約1,130万円 ~	124.8万円 (保育単価限度)	121.2万円 (保育単価限度)

「基本制度案要綱」においては、「利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できる」仕組みとすることとされている。

新たな制度については、すべての幼児教育・保育を必要とする子どもに対し幼児教育・保育を受ける権利を保障するという考え方に立っており、給付に応じた一定の負担を求めることを原則とすべきではないか。なお、その際、低所得者への配慮が必要ではないか。

保護者負担の負担割合については、現行の保護者負担の水準、他の社会保障制度の状況、財源確保の状況を勘案して、設定すべきではないか。

# (参考) 現行の保護者負担水準(平成22年度予算ベース)

	幼科	遺	保育所	(3~5歳児)	保育所(0~5歳児)		
	公立 (31万人)	私立 (134万人)	公立 (61万人)	私立 (73万人)	公立 (91万人)	私立 (129万人)	
総額	4 4 万円	4 4 万円	50万円	5 4万円	7 4万円	9 1万円	
公費負担	36万円	20万円	18万円	2 3万円	3 9万円	5 5 万円	
ム員只に	(うち国費0万円)	(うち国費4万円)	(うち国費0万円)	(うち国費11.3万円)	(うち国費0万円)	(うち国費11.3万円)	
保護者負担	8万円 (月額0.6万円)	25万円 (月額2.1万円)	32万円 (月額2.7万円)	32万円 (月額2.7万円)	35万円 (月額2.9万円)	36万円 (月額3万円)	

<sup>(</sup>注)平成22年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成、保育所運営費負担金予算ベースで推計したもの。 幼稚園の保護者負担については、幼稚園就園奨励費補助により軽減された後の実質的負担。 保育所の保護者負担については、自治体が独自に保護者負担軽減施策を行っていることがあり、実際の保護者負担はこれより低いケースがある。 施設整備費を除く。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

# (2) 価格設定(公定価格・自由価格)

# 現行制度

現在、幼稚園については、施設が経営に必要な費用を基に、入学金・保育料等について価格設定し、保護者から徴収している(自由価格)。また、課外活動として行う特別活動(体操、音楽など)については、実費徴収している。

他方、保育所については、国が保育に係る費用の基準単価(保育単価)を定めている(公定価格)。 市町村においては、国の基準単価を基に、価格を設定している。

国が定める保育単価については、地域や定員等に応じたきめ細かな設定がなされている。

# 私立幼稚園における価格設定(入学金・保育料等)

1.費用徴収の内訳

入学料(入園料)・・・ 入園時における納付金

保育料(授業料)・・・ 授業料の納付金

施設設備費等・・・・授業料、入学料、受験料以外のすべての生徒等納付金

(施設設備費、冷暖房費、教材費等)

# 2.費用徴収の現状(年額)

文部科学省調べ(平成21年度私立幼稚園保育料等調査)

	最高金額	最低金額	全国平均
保育料	120万円	6万円	25万円(月額2.1万円)
入園料	43万円	0	5万円(月額0.4万円)
施設設備費等	55万円	0	3万円(月額0.3万円)
納付金の合計額	180万円	6万円	34万円(月額2.8万円)

(参考) 受験料   3万円   0   0.2万円
----------------------------

(注1)入園料・保育料については、保護者に対し就園奨励費補助を実施している(補助額は所得に応じ0~22万円)。

(注2)保育料の高い幼稚園は、例えば、東京都では玉川学園幼稚部(75万円)、学習院(72万円)、成城(65万円)、桐朋(57万円)、青山学院(55万円)の附属幼稚園。(東京都「平成20年度 都内私立幼稚園入園児(4歳児)納付金調査」)

(注3)私立幼稚園に対する補助としては、私学助成経常費補助(平均15万円)と施設整備費補助(補助率1/3)がある

0

# 保育所の運営費における価格設定(保育単価)

1.保育単価:入所児童一人当たりの運営費の月額単価。(「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(各都道府県知事·各指定 都市市長宛 厚生事務次官通知))

# 運営費の内訳

事業費···入所児童の給食に要する材料費(3才未満児については主食及び副食給食費、3才以上児については副食給食費とする。)及び保育に必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等

# 人件費

管理費・・・保育所の管理に必要な経費

# 保育料単価表

地域別や定員別にきめ細か〈基本的な保育単価が定められている。

保育単価表(月額)

そ育所る区 保のす城	その保育 所のその	その保育所の 長がその月初 日において設	その月初日	基 本 分 保育単価	民間別	施設給与等 (第 2	野政善費か 2 欄)	0算額
がる地域区分	所のその 月初日の 定員区分	置文は未設置 (欠員・無給) の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	保育単価 (第1欄)	12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
	31人 から	設置	乳 児 1、2歳児 3 歳児 4歳以上児	191, 400 120, 000 66, 940 59, 800	円 21, 820 13, 250 7, 250 6, 400	18, 180 11, 040 6, 040 5, 330	円 14, 540 8, 820 4, 830 4, 260	7, 270 4, 410 2, 410 2, 130
17/100 地 域	40人 まで	未設置	乳 兜 兜 兜 兜 兜 兜 兜 兜 桌	178, 590 107, 190 54, 130 46, 990	20, 280 11, 710 5, 710 4, 860	16, 900 9, 760 4, 760 4, 050	13, 520 7, 800 3, 810 3, 240	6, 760 3, 900 1, 900 1, 620
	/						1	
	171人	設置	乳 1、2歳児 3歳以上児	161, 690 90, 290 37, 230 30, 090	18, 250 9, 680 3, 680 2, 830	15, 210 8, 070 3, 070 2, 360	12, 170 6, 450 2, 460 1, 890	6, 080 3, 220 1, 220 940
l	*****   	未設置	乳 児 1、2歳児 3 歳 児 4歳以上児	158, 850 87, 450 34, 390 27, 250	17, 910 9, 340 3, 340 2, 490	14, 920 7, 780 2, 780 2, 070	11, 940 6, 220 2, 230 1, 660	5, 970 3, 110 1, 110 830
	,		:					

	, ,	1	. :					
	31人 から	設 置	乳 児 1、2歳児 3 歳 児 4歳以上児	172, 040 108, 290 60, 580 54, 210	19, 490 11, 840 6, 490 5, 730	16, 240 9, 860 5, 400 4, 770	12, 990 7, 890 4, 330 3, 820	6, 490 3, 940 2, 160 1, 910
	40人 まで	未設置	乳 児 1、2歳児 3 歳児 4歳以上児	160, 760 97, 010 49, 300 42, 930	18, 130 10, 480 5, 130 4, 370	15, 110 8, 730 4, 270 3, 640	12, 080 6, 980 3, 420 2, 910	6, 030 3, 480 1, 700 1, 450
3/100 地 域	41人 から	設置	乳 児 1、2歳児 3歳児児 4歳以上児	170, 740 106, 990 59, 280 52, 910	19, 330 11, 680 6, 330 5, 570	16, 110 9, 730 5, 270 4, 640	12, 880 7, 780 4, 220 3, 710	6, 430 3, 880 2, 100 1, 850
地域	45人 まで	未設置	乳 児 1、2歳 児 見 3歳以上児 4歳以上児	160, 710 96, 960 49, 250 42, 880	18, 130 10, 480 5, 130 4, 370	15, 110 8, 730 4, 270 3, 640	12, 080 6, 980 3, 420 2, 910	6, 030 3, 480 1, 700 1, 450
· <			a party or a control of					
	171人	設 置	乳 児 児 1、2歳児 3 歳以上児	145, 590 81, 840 34, 130 27, 760	16, 310 8, 660 3, 310 2, 550	13, 590 7, 210 2, 750 2, 120	10, 870 5, 770 2, 210 1, 700	5, 430 2, 880 1, 100 850
	171人 以上	未設置	乳 児児 1、2歳児児 3歳以上児	143, 080 79, 330 31, 620 25, 250	16. 010 8. 360 3. 010 2, 250	13, 340 6, 960 2, 500 1, 870	10, 670 5, 570 2, 010 1, 500	5, 330 2, 780 1, 000 750

<sup>17/100</sup>地域とは東京都特別区、3/100地域とは、埼玉県熊谷市、愛知県豊橋市、大阪府柏原市、福岡県筑紫野市など約100市町村。 地域における物価等を考慮して人事院規則において定める国家公務員の地域手当に関する割合の地域区分に準拠している。

新たな制度においては、財政措置及び利用者負担の公平性の確保を基本としつつ、すべての子どもに幼児教育・保育を受ける機会を保障する観点から、公定価格による幼児教育・保育給付(仮称)によって、こども園(仮称)における幼児教育・保育を受けることを原則とする。

一方で、多様な保護者のニーズに応える幼児教育の提供を促すとともに、私学の建学の精神等と の調和を図る観点から、付加的な幼児教育を行う施設について、その対価として柔軟な価格設定を 認めることも考えられるのではないか。

以上の観点を踏まえ、新たな制度の価格設定については、幼児教育・保育給付(仮称)を基本とした上で、多様な保護者のニーズに応える幼児教育の提供を促すとともに、私学の建学の精神など設置者の自主性を更に尊重する観点からは、付加的な幼児教育・保育の対価として柔軟な価格設定を認めるべきではないか。

この場合、付加的な幼児教育・保育を行うことで施設が自由価格により経営することが可能となり、低所得者への配慮など市町村による利用者支援の仕組みが機能しなくなるおそれがある。

このため、公定価格を基本とした上で、自由価格部分に一定の制限を設ける方法等も考えられるのではないか。

また、入学金及び課外活動として行う特別活動(体操、音楽など)等に係る実費徴収については、 給付の対象外とした上で、その徴収を認めるべきではないか。

なお、入学金や実費徴収分については当該施設を利用する低所得者に対し、何らかの支援が必要ではないか。

### 現行制度 新たな制度 一般的な 附属幼稚園(例) こども園(仮称) 幼稚園 保育所 幼稚園等 収入 支出 収入 収入 の支出 課外活動 実費徴収 にかかる経費等 (注1) 入学金 + 保育料 課外活動 実費徴収 (自由価格) にかかる経費等 入学金 人件費 人件費 ・教育にかかる人件費等 ・教育にかかる人件費等 保育料 保育所運営 ·調理員等の人件費 ・調理員等の人件費 (自由価格) 委託費 幼児教育·保育 給付(仮称) (保育単価 私学助成 = 公定価格) 管理費 管理費 就園奨励費 ·光熱費 ·光熱費 法律に基づき利用者 所得に応じ利用者 が一部負担 から費用徴収 事業費 事業費 施設整備費補助 施設整備費 施設整備費 等 施設整備費補助 施設の減価償却費 施設負担金等 ・通常の施設 ・通常の施設 (保護者負担等) (注2) ·大型遊具等 ·大型遊具等 絵本等 ·絵本等

(注1)実費徴収及び入学金については、低所得者に対して、補足的な給付を行う。 (注2)現行制度における保育所の施設整備費補助は、費用の3/4が公費負担である。

# 4. 事業者参入の仕組み

# 【基本制度案要綱の抜粋】

給付設計

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

# (多様な事業者の参入による基盤整備)

幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを 提供する仕組みを導入(指定制の導入)する。

子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付(仮称)の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。

イコールフッティングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、

- · サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
- ・施設整備費の在り方を見直す。
- · 運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能とする。
- · 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

# (サービスの安定と質の確保・向上)

撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る。 サービスの質の向上を検討する。

# (1)指定制度の導入

# 現行制度

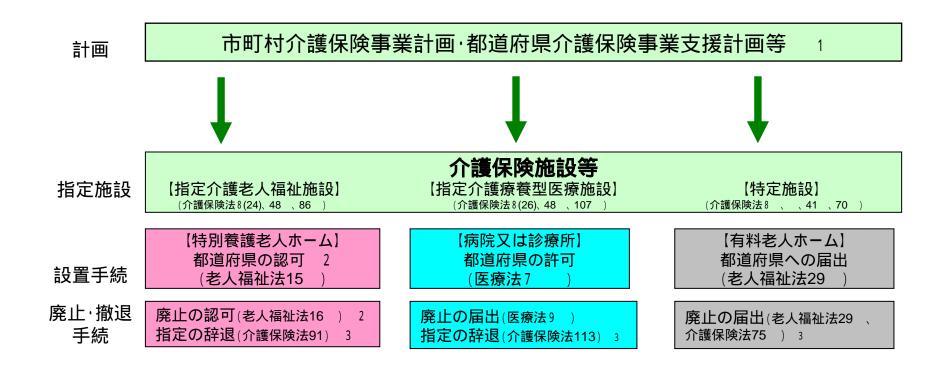
私立幼稚園の設置にあたっては、都道府県知事の認可を必要とするとともに、事前に私立学校審議会の意見聴取を必要とする。また、その際は、幼稚園設置基準(文部科学省令)に従う必要がある。

私立保育所の設置にあたっては、都道府県知事、政令指定都市又は中核市の認可を必要とする。 また、その際は、児童福祉施設最低基準(厚生労働省令)に従う必要がある。

現在、全て条例に委任した上で、「人員配置基準」、「居室面積基準」(東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」)、「児童の発達に密接に関連する基準」に限り「従うべき基準」とし、それ以外を「参酌すべき基準」とする法案(「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」)を提出中。

また、既に指定制度を導入している介護保険においては、客観的基準を満たした事業者は指定を受けられる仕組みとなっている。さらに、事業を廃止する場合には、施設の廃止の認可又は届出のほか、指定辞退の届出が必要とされており、その際には、受給者が継続的にサービスを受けるための調整や、予告期間の設定等、一定の指定手続きが定められている。また、利用者の選択に資する観点から、情報開示の標準化が行われている。

# 介護保険における指定制度



- 1:介護保険事業(支援)計画は、特別養護老人ホームに関する老人福祉計画(老人福祉法20の8、20の9)、病院又は診療所に関する医療計画(医療 法30の4)と一体性・調和を保つとともに、多様な介護サービスを含め、介護保険事業全体の需給について策定(介護保険法117 、118 )。
- 2:行政によるセーフティネットの一環として、特別養護老人ホームについては、株式会社等には義務付けられない採算を度外視した業務(過疎地など需要が少ない地域での業務(撤退規制)(老人福祉法16 )、虐待ケース等の受入れ義務(老人福祉法11 二))が課されている。
- 3:指定辞退·事業廃止の際、受給者が継続的にサービス提供を受けるための調整や、予告期間の設定等、一定の撤退手続が定められている。(介護 保険法74 、75 、88 、91、110 、113)。なお、特定施設については、指定居宅サービス事業者としての廃止の届出も含む。

29

# (参考)介護保険における情報開示事項(例)

- ・法人等の名称
- ・主たる事務所の所在地、連絡先
- ·介護サービスに従事する従業者に関する事項(職種別の数、勤務形態、従業者一人当たりの利用者、経験年数等)
- ・介護サービスの内容に関する事項(運営方針、実績、特色等) 等
- (注) なお、介護サービスの情報開示業務は、都道府県が条例で定める手数料で運営されている。

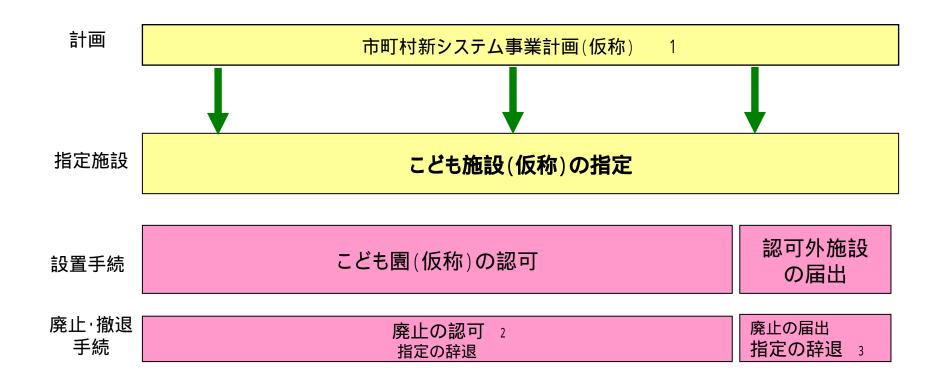
「基本制度案要綱」においては、新たな制度は、「幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制の導入)」し、「株式会社、NPO等の多様な主体の参入促進」を行い、その際は「サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する」こととされている。また、「撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る」こととされている。

新たな制度においては、財政的な基盤や組織等、サービスの質を担保するために必要な客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて多様な事業者の参入を認めるべきではないか。

また、事業を撤退する際には、施設の廃止の認可又は届出のほか、指定辞退の届出を行わせ、継続的にサービスを受けられるようにするための調整や、施設の情報の公開や予告期間の設定等の手続きを定めるべきではないか。

更に、保護者の選択に資する観点から、情報開示の標準化が必要ではないか。

# 新システムにおける指定制度のイメージ



- 1:新システム事業計画(仮称)は、こども園(仮称)の需給状況のほか、多様な保育サービスを含め、幼児教育・保育全体の需給について策定。
- 2:こども園(仮称)については、行政によるセーフティネットの一環として、幼児教育・保育の安定供給を確保するため、事業の廃止に際して、認可を必要とするという撤退規制を課す。
- 3: 認可外施設については、指定辞退·事業廃止の際、受給者が継続的にサービス提供を受けるための調整や、予告期間の設定等、一定の撤退手続 を設ける。

# (2)指定基準

現行制度

幼稚園、保育所及び認定こども園の基準は、次頁の通りである。

例えば、職員配置については、現在、幼稚園は学級担任制を採っており、一学級の幼児数は35人以下を原則としている(子ども35人につき、教諭1人という配置基準になっている)一方、保育所は、年齢ごとに保育士1人あたりの子どもの数が異なっており、例えば満4歳以上については、幼児おおむね30人につき保育士1人以上となっている。

幼稚園及び保育所のいずれも認可がある幼保連携型認定こども園については、全国一律の基準となっており、原則として、幼稚園又は保育所いずれかの基準を満たせば良い扱いとなっている。

幼保連携型以外の認定こども園については、認可外の部分については都道府県の条例に委ねられているが、実質的には、幼保連携型認定こども園の基準とほぼ同等となっている。

# 幼稚園・保育所の設置基準と認定こども園設備運営基準(参酌基準)の比較(主なもの)

	幼稚園 (幼稚園設置基準)	保育所 (児童福祉施設最低基準)	幼保連携型に係る特例 (認可の特例)	認定こども園設備運営基準 (参酌基準) (注)
	学級担任は幼稚園 教諭	保育に従事するのは 保育士	【幼稚園教諭の配置の特例】 学級担任は保育士の資格を持つ助教諭で可	【幼稚園教諭の配置の特例】 学級担任は保育士で可 配置困難な場合に限る 幼稚園教諭免許の取得に 努めることが条件
職				
員			【保育士の配置の特例】 幼稚園教諭で可。但し、県知事の承認が必要 かつ原則3年間、最大6年間の期間制限あり	【 <b>保育士の配置の特例</b> 】 同左。 <u>但し、県知事の承認不要かつ期間の</u> 制限なし
配			3歳以上児で職員配置が困難な 場合に限る	ייי איזאנעו
置				
	【配置基準】 35:1	【配置基準】 20:1 (3歳児) 30:1 (4、5歳児)	【保育士の配置の特例】 35:1 3歳以上の短時間利用児に限る	<b>【保育士の配置の特例】</b> 同左
運動場	運動場	屋外遊戯場 但し、近隣の場所で代 替可	【 <b>運動場の特例</b> 】 保育所の基準を満たしていれ ば可	<b>【屋外遊戯場の特例】</b> 同左
調理室	必置ではない	必置	【調理室の特例】 一定の場合に外部搬入可 3歳以上児に限る	<b>【調理室の特例】</b> 同左
施設面積	1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 1学級につき100㎡ 園舎全体の面積	1人につき1.98㎡ 保育室、遊戯室のみ 3歳以上児に限る	幼稚園・保育所いずれかの面積基準を満たしていれば可 既存施設から転換する場合 3歳以上児に限る	同左

<sup>(</sup>注)認可部分には認可基準が適用されるため、実質的には認可外部分(幼稚園型の保育所機能、保育所型の幼稚園機能等)に適用される。

「基本制度案要綱」においては、「サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する」とともに、「サービスの安定の質の確保」を図り、「サービスの質の向上を検討する」こととされている。

指定基準については、全国的な幼児教育・保育の質の確保の観点から、全国統一の基準とするか。 その際、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園の基準を基礎としつつ、施設の設置基準との整合性を図るべきではないか。

または、指定基準はすべて地方の条例で定めることとし、国の基準は「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」とすることについてどう考えるか。

現在、児童福祉施設の設置基準を全て条例で委任した上で、「人員配置基準」、「居室面積基準」(東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」)、「児童の発達に密接に関連する基準」に限り「従うべき基準」とし、それ以外を「参酌すべき基準」とする法案(「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」)を提出中。

また、家庭・地域など、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、幼児教育・保育サービスに求められる役割が大きくなっていることに鑑み、最低基準における職員配置基準の引き上げ等を検討するか。

# (3)指定主体

# 現行制度

私立幼稚園の設置にあたっては、都道府県知事の認可を必要とする。

私立保育所の設置にあたっては、都道府県知事、政令指定都市又は中核市の認可を必要とする。

地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)では、児童福祉施設の設置認可等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項等)を特例市又はすべての市に移譲 することについて、「基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応等を年内に得られた場合には権限移譲を行うもの」とされている。

認定こども園の認定にあたっては、都道府県知事(又は都道府県教育委員会)が認定を行うこととされており、認可・監督権限を有する関係行政機関の協議を必要とする。例えば、都道府県知事が認定を行う場合、公立幼稚園については認可・指導監督権限を有する都道府県教育委員会への協議が必要とされている。

# 新たな制度

指定主体については、施設の認可主体の在り方に応じ、現行制度を基本とすると、

- ア 都道府県知事とする案
- イ 都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長とする案
- の2案が考えられるのではないか。

また、更なる権限移譲の観点から、主体を都道府県知事又は市長とすることについて、どう考えるか。

また、施設の認可主体を都道府県教育委員会とした場合には、指定に際し、都道府県教育委員会への協議を必要とするべきではないか。

なお、更なる権限移譲を進める観点から、指定主体について市町村長とすることについて、どう考えるか。

# (4)指定制度における需給調整

指定制度においては、幼児教育・保育の質を担保するために定められた客観的な基準を満たす施設については、原則としてすべて指定とすることとする。

しかしながら、市町村が策定する新システム事業計画(仮称)における供給量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合については、市町村(又は都道府県)の権限において新規の指定を行わないなど、計画的な整備が行えるようにするべきではないか。

なお、介護保険制度においても、指定事業者が都道府県が策定する計画数を超える場合には、指定等をしないことができるとされている。

市町村による供給計画のイメージ

# 計画 市町村新システム事業計画(仮称)による供給量 供給量を超えた場合、新規の指定を行わないことができる 指定施設数

指定主体は、都道府県知事(又は指定都市市長、中核市市長)

# 5. 既存の財政措置との関係等

# (1) 既存の財政措置(機関補助)との関係

# 現行制度

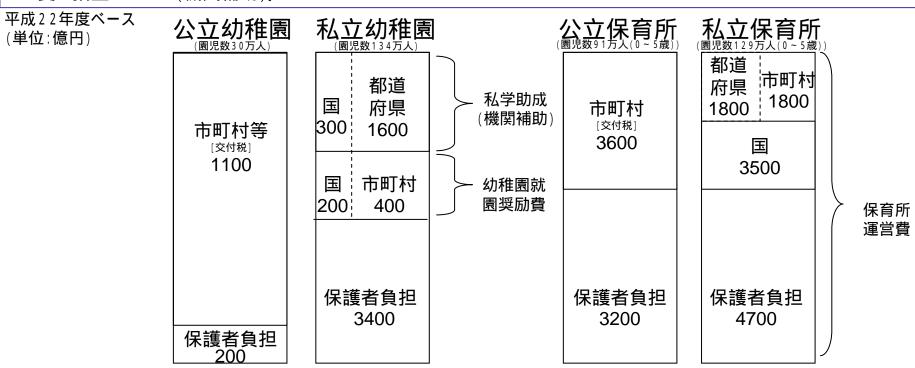
< 私立施設について >

現行制度は、幼稚園については、私学助成(機関補助)と幼稚園就園奨励費補助(個人給付)の組み合わせ、保育所については、市町村から保育所に対し保育所運営費(機関補助)が交付されている。

私学助成については、国庫補助と都道府県補助(地方交付税措置)から成っているが、大半は都道府県補助であり、都道府県ごとにばらつきがあるとともに、過疎地など園児数が少ない施設(幼稚園のみしか存在しない市町村における施設等)については、一人当たり単価が高くなっている。

<公立施設について>

現行制度は、公立幼稚園・公立保育所とも、地方交付税(一般財源)を財源として市町村がその運営費に係る経費を措置している(機関補助)。



# 私立幼稚園の一人当たりに係る補助金額と納付金(年額)

# <A市町村における幼稚園>

- ·A市町村は、子どもが少なく、その地域には私立幼稚園のみ存在。
- ·当該幼稚園のこども一人あたりの年間の補助金額(公費負担額)は49万円 、納付金による収入(保護者負担)は13万円。

機関補助(39万円)と幼稚園就園奨励費(10万円)の合計額。(施設整備費は除く。)

	私立幼稚園 (平均)	私立幼稚園のみ の市町村の事例
補助金 (公費負担)	20万円 (44%)	49万円 (79%)
納付金 (保護者負担)	25万円 (56%)	13万円 (21%)
補助金と納付金の 合計	44万円 (100%)	62万円 (100%)

- (注1)各項目の金額は、各総額を学生生徒等数で割り返し、一人当たりの金額を推計したもの。
- (注2)公費とは、機関補助、幼稚園就園奨励費も含む合計額。ただし、施設整備費は除く。
- (注3)「私立幼稚園」の補助金(私学助成と幼稚園就園奨励費)及び学生生徒等納付金は、予算ベースより推計。
- (注4)「私立幼稚園のみの市町村の事例」については、該当する学校法人の平成20年度資金収支計算書より計算。(文部科学省調べ。)
- (注5)四捨五入により、合わない場合がある。

新たな制度においては、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する観点から、個人給付である幼保一体給付(仮称)を基本とすべきではないか。

この際、地域別の単価等できめ細かく設定する必要があるのではないか。また、特別支援教育や障害児保育などについても職員の加配が可能となるような単価設定も考える必要があるのではないか。

さらに、こうした措置をしてもなお、個人給付である幼保一体給付(仮称)のみで施設を経営することが困難となる場合には、私学助成等を存続させるか、新システムにおいて機関補助を位置づけ、公私立問わず、機関補助を行うことができるように検討すべきではないか。

# (2) 公立施設における運営費の扱い

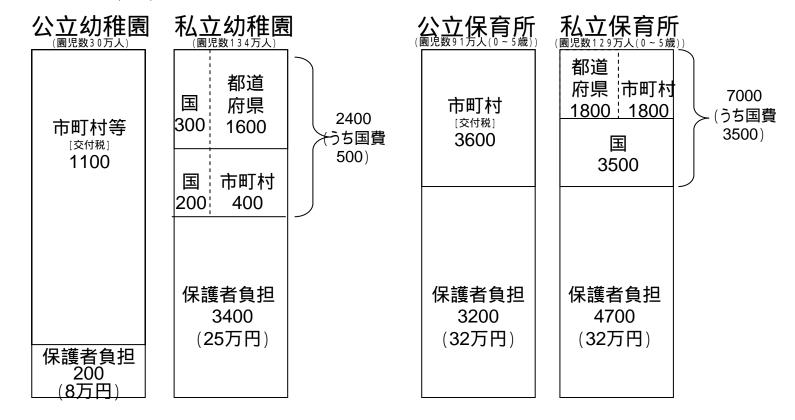
# 現行制度

現行制度は、公立幼稚園・公立保育所とも一般財源化されており、地方交付税措置がなされている。

# < 幼稚園・保育所の費用負担 >

平成22年度ベース(単位:億円)

()・・・一人当たりの負担額(年額)



公立施設については、地方一般財源により措置されており、新システムの下においても、地域主権の観点から、引き続き一般財源とするか。

公立幼稚園の運営費は、従来から、地方一般財源により運営されているもの。また、公立保育所の運営費は、税源移譲にあわせて、平成16年度に一般財源 化されたもの。

または、新たな制度においては、公立施設についても、子ども・子育て包括交付金(仮称)等を財源とする幼保一体給付(仮称)により財政措置し、市町村の子ども・子育て関係の特別会計から給付することとするか。この場合、公立施設に対する国の関与が従来よりも強まることについてどう考えるか。

# (3)公立施設における保護者負担

# 現行制度

保育料については、公立幼稚園は年間8万円程度と私立幼稚園より安く、公立保育所については、 市町村が定めた公私立通じた徴収基準により徴収されており、公私の差はない。

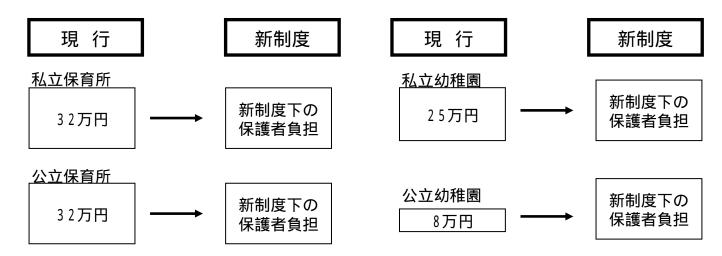
# 新たな制度

保護者負担については、現在保育所については公私同じ負担であることや、幼稚園については私立に通う子どもが約8割に及ぶ実態を踏まえ、公私を通じて同じ負担割合とすることが考えられる。

この場合、保護者負担の公平を図る一方、現行の保護者負担の状況に鑑み、保護者負担軽減を検討することについてどう考えるか。

なお、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」において、「市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。」とされている。

# <保護者負担>



# (4) 国立施設の運営費等の扱い

# 現行制度

幼稚園については、国立大学附属幼稚園があり、幼稚園教諭を国として責任を持って全国的にバランスよ〈育成する実習の場としての役割を担っている。

国立大学附属幼稚園については、国立大学運営費交付金により財政措置がなされているとともに、保育料は公立幼稚園並みの安い水準となっている。

# 単位:億円

()・・・一人当たりの負担額(年額)

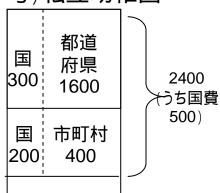
# 国立大学附属幼稚園

国立大学法人 運営費交付金 11585の内数

保護者負担

運営費交付金については、平成22年度予算ベース 保護者負担については、国立大学附属幼稚園の一人 当たりの授業料(年額73200円)に園児数(平成21年度 「学校基本調査報告書」)をかけたもの

# (参考)私立幼稚園



保護者負担 3400 (25万円)

平成22年度予算ベース

# (参考)国立大学附属幼稚園数及び園児数

出典:学校基本調査速報(平成22年5月1日現在)

	国立	合計
幼稚園数[園]	49	13,392
(割合)	(0.4%)	(100%)
幼稚園児数[人]	6,218	1,605,948
(割合)	(0.4%)	(100%)

国立大学附属幼稚園については、全国的にバランスよく教諭を育成するという役割に鑑み、国の意志として設置されているものであり、通常の幼稚園にはない特別な機能を持つ幼稚園として、利用者も、その特別な機能を求めて利用していること等から、新たな制度においても、通常のこども園とは別の機能を持つ施設として、指定制及び幼保一体給付(仮称)の対象としないことを検討すべきではないか。この場合、引き続き国立大学法人運営費交付金により財政措置することが考えられる。

# (5) 施設整備費補助の扱い

# 現行制度

現在、幼稚園については、施設の新増改築や耐震化工事等に要する経費の一部を、国が、原則として公立幼稚園(市町村教育委員会が対象)及び学校法人立幼稚園を対象として補助している。

一方、保育所については、施設整備に関する補助を、市町村が、原則として社会福祉法人を対象として補助しており、その経費の一部を国が負担している。

# 新たな制度

イコールフッティングの考え方に基づき、原則として、こども園(仮称)については設置主体によらず、すべて減価償却費相当を運営費(幼保一体給付)に上乗せすることを基本とすべきではないか。

ただし、緊急的な待機児童対策や耐震化のための補助等については、子どもの安全を守る観点から、別途整備に対する補助を措置することが必要ではないか。